

相談・貸付から返済までのながれ

1) 貸付相談、説明

- ・事業の概要と、貸付要件、手続き等について説明いたします。
- ・手続きに必要な書類は、別紙「申込～免除申請まで確認チェック表」にてご確認ください。
- ・すべての提出書類に摩擦熱で筆跡が無色に消えるボールペンを使用しないようお願いします。

2) 借入申込書、必要書類を市へ提出

- ・一般世帯の場合、課税証明書による収入の高い方が借入申込者となります。

※ 市の申込〆切は **令和 8 年 2 月 2 日（月）** ですが
書類に不備のある場合は受付できませんので

**申込書の提出は
なるべく1月中旬までにお願いします**

3) 東京都社会福祉協議会での審査

4) 貸付決定通知

- ・借受人には貸付決定通知書と借用書が送付されます。

5) 借用書を市へ提出

- ・借受人の印鑑登録証明書（原本）を1部ご用意ください。
- ・複数枚の借用書がある場合でも、同時に提出する場合は、印鑑登録証明書は1部のみ提出で可。
- ・指定する送金口座の通帳またはキャッシュカードのコピーが必要になります。

※ 借用書の提出期限に注意してください。資金交付ができなくなる場合があります。
2月・3月は市の窓口でお伝えする期限内に提出してください。

6) 貸付金の送金

- ・借用書提出から送金までは1～2週間かかります。
- ・借受人には「資金交付のお知らせ」と償還免除申請に関する書類が送付されます。

7) 納入証明書・領収書の提出

- ・塾代や受験料等の支払いが確認できる書類をご提出ください。
※クレジット支払いでメールによる受験料の支払い確認の場合は、受験票の提出をお願いします。
※スマートフォンで撮った写真を印刷したものは領収書としては認められません。
- ・塾代や受験料等に使用しなかった金額については、返金となります。
- ・領収書には要件があります。別紙「申込～免除申請まで確認チェック表」にてご確認ください。

**納入証明書 や 領収書 の 提出・返金（未使用分のあるとき）のない場合は
免除の手続きができませんので、ご注意ください**

8) 免除申請について

入学による償還免除の手続き

5/末 窓口受付〆切

- 必要な書類
- 償還免除申請書（「資金交付のお知らせ」に同封されています）
 - 学生証もしくは在学証明証

入学以外の申立免除の手続き

7/末 窓口受付〆切

入学しない場合、免除の申立をすることにより、免除の可否が審査されます。
※入学以外の免除申立をするにあたり、令和6年度の課税証明書の確認があります。
必要な書類・手続きについては、窓口にてご案内いたします。

9) 免除承認 もしくは 償還開始

- ・上記書類の提出後、東京都社会福祉協議会による審査となります。
- ・審査の結果、償還免除もしくは償還開始が決定されます。
- ・償還の場合は、貸付がおこなわれた年度末から6ヶ月後の10月に返済が開始されます。

【 以下の場合には、お手続きが必要です 】

- ・借受人や対象となる子等、貸付に関係ある方について変更がある場合、お知らせください。

住所・電話番号などの変更

結婚・離婚などによる改姓・改名

死亡など

- ・その他不明な点がある場合は、窓口にお問い合わせください。

【 問い合わせ先 】

青梅市役所 地域福祉課庶務係 0428(22)1111 内線 3630

受付時間：平日 午前9時～正午・午後1時～午後5時

※12時～13時は不在の為、この時間にお問い合わせの際は事前にご連絡をお願いします。